

2 1 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に 対する財政措置等

(厚生労働省)

国の責任の下、生活保護制度及び生活困窮者自立支援がより実効性のあるものとなるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 生活保護費の全額国庫負担による実施
- (2) 医療扶助の一部自己負担の導入など生活保護の適正化に向けた 更なる再構築
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保及び自治体へのハローワーク常設窓口の全区役所・支所への設置



①本市の生活保護の運営状況

②生活保護の適正化~市民から信頼される「不正を許さない制度へ」~



現状•課題

医療扶助費の割合

44.6%(25年度決算)

適正化を図るために

- 〇過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- 〇医療扶助の一部自己負担の導入
- 〇不正受給や貧困ビジネスに対する取組

21年度以降, 保護率は急増 ※21→27年度で71億円(10.2%)増 就労等 収入未申告 正 虚偽の 居住実態 その他 等 <mark>敷金・家賃</mark> 上限設定

住居・サービス提供

借金等による囲い込み

○実施機関の調査権限強化

回答義務の創設を官公署のみならず金融機関や就労先まで拡大を!

〇保護費と返還金の調整

法

規

制

本人からの申出の有無に関わらず保護費と返還金との調整を可能に!

無届事業者の規制

- ・セットサービス事業規制
- ・事業者への制裁措置

居宅生活移行支援 事業独自対策

国による財源措置の明確化を!

③就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中,生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠!

就 労 支 援 の 取 組 (ハローワークとの連携)が重要!

【本市での取組】

福祉事務所ケースワーカー と福祉・就労支援コーナー のナビゲーターが連携し、 生活保護受給者等に対し、 就労支援等を実施

計10箇所 (27年4月現在)

平成24年12月:3箇所

平成26年 1月:4箇所 平成26年11月:3箇所

(平成27年度 : 3箇所(予定)

貧困ビジネス

実績	年 度	就職 者数	職業紹 介件数	相談 件数	求人情報端 末利用件数
	24	54名	434件	797件	858件
	25	308名	1,471件	2,997件	2,501件
	26	865名	3,424件	8,514件	4,162件
`					

実施箇所の 拡充

(全区役所・ 支所【残2箇 所】での実施) を!

生活困窮者自立支援法の施行 (平成27年4月)

生活保護に至る前段階での自立支援策 の強化が可能に!



一方で課題も

法律に基づく必須事業,任意事業ともに 全額国庫負担(補助)とならず,新たな 自治体負担が発生

⇒費用負担割合の見直しを!

City of Kyoto

特に・・